

職員募集案内（障害のある方）

「身体障害」、「知的障害」、「精神障害」のある方を対象に、次のとおり職員を募集します。

1 募集職種等

(1) 募集職種及び採用予定者数

事務員（経理事務） 1 人

(2) 仕事の内容

各事業の予算から決算までの業務及び各事業執行に伴う収支伝票の整理、入力業務等

2 雇用形態

常勤嘱託職員

3 応募資格（次の(1)～(2)の全ての要件に該当する方）

(1) 次に掲げる手帳等の交付を受けている方（採用予定日において有効であること）

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳（1 級～6 級）又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書又は意見書

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳

ウ 都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核都市の長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

(2) 59 歳以下の方（定年年齢を上限とするため）

4 勤務条件等

(1) 採用予定日 令和 3 年 3 月 1 日（※ 2 月から採用する場合があります。）

※採用された日から 3 か月は試用期間となります。その間、良好な成績で業務を遂行した場合に正式な採用となります。

(2) 勤務地 法人本部（旭川市 5 条通 4 丁目）ほか本会が実施している各事業の拠点

(3) 勤務形態 フルタイム勤務 週 38 時間 45 分（1 日 7 時間 45 分）勤務 （45 分の休憩時間あり）

※職場等により、週 40 時間（1 日 8 時間）勤務となる場合があります。
（1 時間の休憩時間あり）

※以下は代表的な例

勤務日数	勤務時間
週 5 日	8：45～17：15 ※休憩 12：15～13：00（45 分）
週 5 日	9：00～18：00 ※休憩 12：00～13：00（1 時間）

(4) 休日

原則として、土・日曜日及び祝日並びに年末年始（12 月 30 日～翌年 1 月 4 日）が休日となりますが、職場により異なる場合があります。

(5) 休暇

本会の規定により、年次有給休暇、結婚休暇などの特別有給休暇を付与します。

(6) 給与

ア 月額 158,000 円

(勤務年数 4 年を経過し、次の 4 月 1 日に設定される月額 163,000 円)

イ その他手当として、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当等があります。

(7) 社会保険等

社会保険、雇用保険、労災保険の被保険者となります。

5 提出書類及び申込方法等

(1) 提出書類

ア 履歴書（写真添付）

イ 職務経歴書

ウ 手帳等の写し

エ 公共職業安定所（ハローワーク）が発行する紹介状

※エは、ハローワークを通じて求職中の方のみ提出が必要です。

(2) 申込方法

提出書類を一括して、郵送又は持参によりお申し込みください。

※郵送の場合は、封筒の表側に「職員採用申込書類在中」と朱書きしてください。

なお、提出された書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

(3) 受付期限

随時とします。

6 選考方法

(1) 1 次選考

科 目	内 容
書類審査	提出された書類に基づき、職歴や所有資格、業務経験などを確認し、職務を遂行するために必要な適性・能力を評価します。

(2) 2 次選考

科 目	内 容
面接試験	個別面接による人物評価を行います。

※ 1 次選考の合格者を対象とします。日時等の詳細は、1 次選考を合格された方に通知します。

7 選考結果通知

(1) 1 次選考結果 書類到着後、5 日以内に通知します。

(2) 2 次選考結果 面接試験終了後、3 日以内に通知します。

8 その他

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、採用を取り消すことがあります。

(2) 不明な点は、次の申込先までお問い合わせください。

【申込先】

〒070-0035 旭川市 5 条通 4 丁目旭川市ときわ市民ホール 1 階

社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会 地域福祉課総務担当

電話（0166）23-0742